



知っていますか? 自転車の違反に青切符導入!

令和8年4月1日に道路交通法が改正され、自転車に対する交通反則通告制度(いわゆる「青切符」制度)が導入されます。全国的に見ると交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故は横ばいで推移しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比は増加傾向となるなど、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しく、警察では自転車の悪質・危険な違反行為に対する取締りを強化しています。自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るためにも、改めて自転車の交通ルールを確認しましょう。

イラストは特に危険な行為だよ。ルールをしっかり守ってね!



携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視する行為

携帯電話使用等(保持)

反則金額: 12,000円

歩道 車道 歩道

通行区分違反(右側通行)

反則金額: 6,000円

信号無視

反則金額: 6,000円

指定場所一時不停止等

反則金額: 5,000円

道路交通法改正 令和8年4月1日施行 ●対象は16歳以上 ●反則金は原付車と同一 ●対象となる違反行為は113種類

通行区分違反(逆走、歩道通行等)	6,000円
横断歩行者等妨害等	6,000円
自転車制動装置不良	5,000円
並進禁止違反(横並び走行)	3,000円
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	3,000円

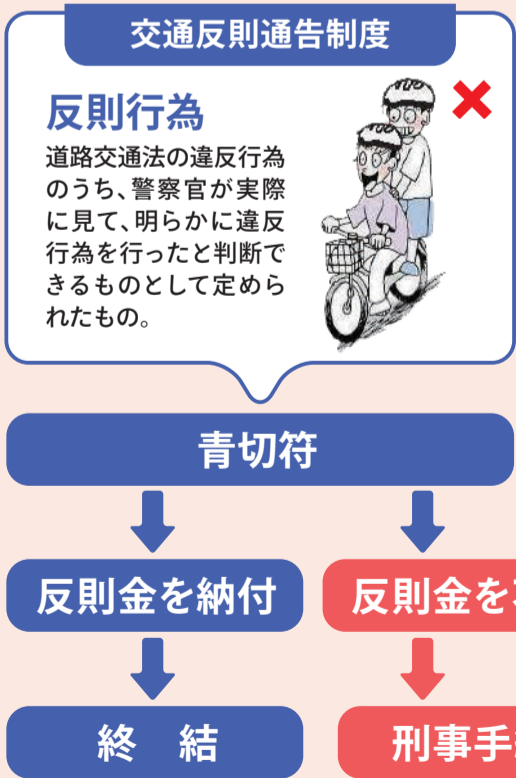
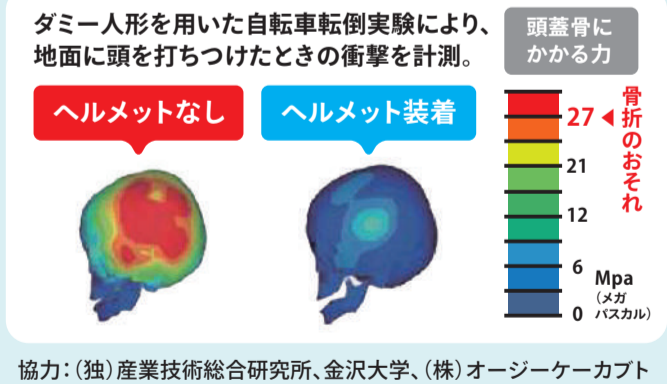
交通反則通告制度とは?

違反者が一定期間内に反則金を納めることで刑事罰が科されない制度

詳しくはこちら▶
警察庁自転車ポータルサイト

必ずかぶって! ヘルメット

自転車事故の死亡原因の約6割が頭部損傷によるものです。買い物や通勤・通学など日常の走行でもヘルメットを着用し、頭部を守りましょう。



自転車とヘルメットはワンセット。しっかりかぶって自分の未来も守ろう!

問 市民協働課(安全まちづくり)
☎ 06-6774-9899

天王寺警察署マスコットキャラクター「てんとら」